

○農林省令第四十九号

農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第五十六条第四項、第六十九条第三項及び第八十九条第四項並びに地方農政局組織令（昭和三十八年政令第百四十四号）第九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和五十三年七月五日

農林大臣 中川 一郎

農林省組織規程の一部を改正する省令

農林省組織規程（昭和二十四年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林水産省組織規程

附則  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(植物防疫法施行規則の一部改正)  
第六條 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

「農林省」を「農林水産省」「た、」副省令」を「農林水産省令」「た、」農林大臣」を「農林水産大臣」「た、」農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。  
第一号様式中「農林省印」を「農林水産省印」に改める。

第三号様式中「MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY」を「MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES」に改める。

第十八号様式中



を



に改め

第三十三号様式及び第三十六号様式中「農林省管理番号」を「農林水産省管理番号」に改める。